

2025年3月10日

国立大学人文社会科学系学部長有志アピール

私たちちは日本学術会議歴代会長の
「石破首相に対して『日本学術会議法案（仮称）』の撤回を求める声明」に賛同し、
政府に対して日本学術会議法案の撤回を求めます

弘前大学人文社会科学部長	飯島 裕胤
岩手大学人文社会科学部長	横山 英信
福島大学経済経営学類長	井上 健
福島大学人間発達文化学類長	初澤 敏生
茨城大学人文社会科学部長	原口 弥生
埼玉大学教養学部長	宮田 伊知郎
千葉大学文学部長	内山 直樹
富山大学人文学部長	大西 宏治
信州大学人文学部長	早坂 俊廣
静岡大学人文社会科学部長	田中 伸司
三重大学人文学部長	豊福 裕二
島根大学法文学部長	浅田 健太朗
山口大学人文学部長	速水 聖子
徳島大学総合科学部長	高橋 晋一
愛媛大学法文学部長	井口 秀作
高知大学人文社会科学部長	岩佐 和幸
鹿児島大学法文学部長	藤内 哲也
琉球大学人文社会学部長	本村 真

- 1 政府は2025年3月7日に、日本学術会議を「国の特別機関」から「特殊法人」に変更することを柱とする日本学術会議法案を国会に提出しました。これに関連して、2025年2月18日に6名の歴代会長（吉川弘之氏・黒川清氏・広渡清吾氏・大西隆氏・山極壽一氏・梶田隆章氏）が「石破首相に対して『日本学術会議法案（仮称）』の撤回を求める声明」を発表していました。私たちは同声明を支持し、政府に対して同法案の撤回を求めるものです。
- 2 歴代会長声明は、法案が「日本学術会議の『特殊法人』としての設立を目的とする新法であり、日本学術会議の職務の独立性及び会員選考の自主性などを定めた1948年制定の現行日本学術会議法を廃止し、日本学術会議を根本から作り替えるものである」とし、「日本学術会議が活動および会員選考における政府からの独立性と自主性を損ない、広く世界の科学者と国際的な科学者アカデミーから、もはや信頼できる科学者アカデミーとして認知されない組織に変質することを強く懸念せざるをえないものとなっている」

としています。

そして、法案の問題点として、とくに、①法人化後の日本学術会議に置かれることがある監事・評価委員会委員が内閣総理大臣の選任・任命であることから、日本学術会議の活動を政府が管理し、独立性が損なわれる危惧が大きい、②日本学術会議の活動の評価を政府機関である評価委員会が行うとされているが、このようなアカデミーと政府の関係は、国内外において日本学術会議のアカデミーとしての地位の失墜と日本政府の見識への失望を招く、を挙げています。

また、声明は法人化について、「法人化の決定的理由は、・・・、内閣総理大臣による会員任命をなくすことであ」り、それは「菅首相（当時）が現行日本学術会議法の確立した従前の解釈を歪曲して任命拒否を行ったからである」が、法案のもとになっている「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書」（2024年12月20日）の「法人化案は、菅首相（当時）による、理由を説明することができない任命拒否の不当性を覆い隠し、逆に法人化に功績あるものとするためにまとめあげられた報告であると言わざるを得」ず、「法案は、・・・、国が財政支援をする法人（とはいえ、法案概要によれば、『業務の財源に充てるために必要な金額の全部または一部に相当する金額を補助することができる』とされるにすぎない）を政府がどう管理するかという発想に貫かれ、ナショナルアカデミーとして日本学術会議の本来の機能を発展させる視点を欠くものである」としています。

そして、「特殊法人という法形式の下に日本学術会議の運営と活動を政府が幾重にも管理するやり方は、日本学術会議の固有の発展を阻害し、75年余にわたって培われてきた学術に基づいて社会と政府に発信するという機能を弱体化させ、ひいては日本の学術の終わりの始まりとすることになりかねない」としています。

私たちは、歴代会長声明は法案の問題点を的確に指摘していると評価しています。

- 3 日本国憲法第23条（学問の自由）「学問の自由は、これを保障する。」は、自由な発想に基づく学術研究の内容は場合によっては時の政府の政策と対立し、政府からの攻撃・介入を招くおそれがあるために、学者・研究者個人とともに、その基盤となる学者・研究者のコミュニティに対しても、政府等の権力からのその独立性・自主性を保障するためのものとして規定されています。

しかしながら、現在の法案内容は、「法人化によって日本学術会議の独立性を高める」という政府がとなえる公式理由とは反対に、歴代会長声明が喝破しているように、法人化後の日本学術会議の活動に対する政府の管理はむしろ強まり、その独立性が損なわれる可能性が高いものと言わざるを得ません。

日本学術会議に見直すべき点がある場合でも、それは独立性・自主性が担保される中で改善が行われるべきであり、今回のような内容の法人化によってではありません。

- 4 私たちは、今後の日本の学術研究ひいては日本社会の発展のためには、上記した「学問の自由」が何よりも大切と考えています。その点から、私たちは歴代会長声明に賛同し、政府に対して日本学術会議法案の撤回を求めるものです。